

令和3（2021）年4月20日
（令和3（2021）年4月26日更新）
（令和3（2021）年5月10日更新）
（令和3（2021）年5月28日更新）
（令和3（2021）年6月18日更新）
（令和3（2021）年7月9日更新）

まん延防止等重点措置を踏まえた船橋市の基本方針について

国は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について、4月20日から千葉県に対して適用することを決定しました。

これを受けて、千葉県は、船橋市を含む5市を措置区域に指定し、令和3年4月20日（火曜日）から5月11日（火曜日）までの期間、まん延防止等重点措置を実施することとしました。

その後、5月7日、5月28日及び6月17日付で国は、千葉県に対するまん延防止等重点措置の適用を延長し、7月11日までとじていましたが、7月8日付で国は、新型コロナウイルス感染症の感染状況から、千葉県に対するまん延防止等重点措置の適用を8月22日まで再度延長することとしました。

市では、国及び千葉県の方針や措置等を的確に踏まえるとともに、市内における感染拡大の状況や医療提供体制の厳しい状況を的確に把握し、引き続き、感染防止対策の徹底を基本に適切な対応に努めるため、まん延防止等重点措置の実施に伴う市の基本方針等を以下のとおり定めます。

市民の皆様には、また我慢の日々が続きますが、ご理解ご協力をお願いします。

1. 基本的な考え方

市は、重症化しやすい高齢者の感染を防止しクラスターを発生させないよう、全世代・全市民で感染拡大防止に努め、死亡者を出さない医療提供体制を守るため、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛要請及び基本的な感染防止対策を継続するとともに、公共施設における使用制限等の対策を適切に講じることとします。

2. これまでの感染の傾向

市における感染の傾向として、20代の感染割合が常に高い状況であり、うち昨年7～8月の一般的に第2波と呼ばれる期間には5割近くが20代以下で、複数人での会食の機会が感染拡大の要因と思われます。これに対して1月以降は年末年始の帰省時における家族や親族等による会食や忘年会等での感染が多くみられ、各年代に広く感染が広がりました。さらに2～3月においては高齢者がカラオケスナックを利用してクラスターが発生するなどにより、重症化しやすい高齢者の割合が4割近くとなり、病床のひっ迫、死亡

者の増加につながったと考えられます。

それぞれに共通することはマスクを外しての会話の機会であり、感染拡大防止に必要なものは、接触の機会を減らし飛沫感染を抑えることであるため、まん延防止等重点措置の適用においては、この点を重点的に対策するものとします。

3. 市独自に変異株PCR検査を実施

市では、新型コロナウイルス感染症陽性検体の変異株PCR検査を実施しています。

変異株の検査については、これまで市でPCR検査を実施したうち変異株疑い等の検体を、変異株であるかどうかを検査できる千葉県衛生研究所へ送り、衛生研究所で変異株陽性となった場合は、遺伝子型を特定するため、国立感染症研究所に遺伝子解析を依頼し、英国型などの遺伝子型を確定する体制を確保していました。

この度、市保健所の検査体制が整いましたので、4月12日より変異株PCR検査を開始しました。市の検査により、変異株陽性となった場合は、市から国立感染症研究所へ検体を送り、遺伝子解析が行われます。

これにより、従来型よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株を早期に発見できるようになりますので、今後の流行に備えてまいります。

なお、市独自で実施している検査の結果については、日々報告させていただき、更なる注意喚起を促してまいります。

4. 感染拡大を防ぐための取り組みについて

(1) 下記の基本的な感染防止対策を行い、周囲に移さない行動を徹底する。

- ア) 会話する時はマスクの着用
- イ) 飲食は昼夜や場所を問わず黙って少人数で
- ウ) 3密の回避
- エ) 帰宅後はすみやかに手洗いやアルコール消毒を
- オ) こまめな換気

(2) 不要不急の外出を控え感染リスクを低減する。特に変異株の流行が確認されていることから感染が急増している地域への移動は自粛する。(4月29日から5月5日までの大型連休も可能な限り外出を自粛し感染拡大の防止に努める)

(3) 高齢者施設等の従事者等に対する検査を頻回実施するとともに、施設に入居していない高齢者に対しても感染拡大を防ぐための取り組みについて注意喚起を強化することで、高齢者のクラスターの発生及び発生に伴う医療体制のひっ迫を未然に防止します。

(4) 市では令和2年8月より、「船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度」として、感染防止対策を行っていることを届け出た事業所を登録してステッカーを提供し、店頭等に掲出してもらうことで、市民が安心して利用するための目安とし

ています。令和3年4月5日からは感染防止対策の実効性を高めるため、商工振興課と保健所職員で、登録店のうち市内主要駅周辺の飲食店（対象391店舗）の現場調査及び指導を実施しました。

さらに、まん延防止等重点措置が適用されたことを受け、20時から翌5時までの営業自粛の呼びかけ及び業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底について、4月21日から県と連携し、登録店以外についても現場調査及び指導を行っています。

5. 市公共施設の利用及び市が主催（共催）するイベントについては、下記のとおり運営することを基本とします

- (1) 小学校・中学校、認可保育園、放課後ルームについては、感染防止対策を徹底したうえで、運営を継続します。
- (2) 公共施設においては、施設利用に際しては20時までに利用を終了するよう制限を設ける。イベント等の実施に際しては、感染防止対策に関するガイドラインを徹底の上実施します。
- (3) 公共施設においては、酒類の提供は行わないこととします。（4月28日から適用）
- (4) 適用開始日については、4月20日からの適用を基本とします。なお、事前の広報や案内、キャンセル等の問合せなど、市民の利便性等を考慮して適切に対応します。

<p>【問い合わせ】 船橋市新型コロナウイルス感染症 対策保健所本部 047(409)1898</p>
--